令和６年度第１回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時：令和６年８月 19 日（月）午前９時 30 分～
場所：庁内 web 会議システム

１　市職員等による障害者差別に関する相談事例　【資料１】(P.1)

２　本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み　【資料２】(P.3)

＜参考資料＞
名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱（P.18）

【資料１】

１　市職員等による障害者差別に関する相談事例（令和５年10月～令和６年３月）

（１）趣　旨

令和５年度下半期に、各局室区から報告のあった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

（２）相談件数

受付件数	相談内容別の状況						
	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
	差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
８件 (４件)	０件	０件	０件	０件	０件	２件 (１件)	８件 (４件)

※ 申出内容別の状況については、複数の区分に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。
※ （　　）内件数は、名古屋城バリアフリー関係分（再掲）

（参考）相談件数の推移

年度	受付件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
		差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
R元	９件	１件	２件	０件	０件	０件	１件	５件
R2	４件	０件	０件	０件	０件	０件	１件	３件
R3	５件	１件	０件	１件	０件	１件	０件	２件
R4	５件	１件	０件	１件	０件	１件	０件	３件
R5	193件 (185件)	１件	１件	１件	０件	１件	79件 (78件)	161件 (156件)

※ 申出内容別の状況については、複数の区分に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。
※ （　　）内件数は、名古屋城バリアフリー関係分（再掲）

（3）主な相談事例の概要

○施設のバリアフリー関係・その他の相談等

事例１	視覚障害者に対する配慮について
相談者	障害当事者（視覚障害）
相談内容	・ナゴヤドームにてイベントが開催されており、人流整理・安全対策のために大幸南地区南北ペデストリアンデッキに設置されている扉が半分閉鎖されていた。扉が点字ブロック上にかかっており、点字ブロックに沿って歩いた際に扉に接触し、足のすねに軽傷を負った。対策をして欲しい。 ・デッキの照明が 22 時頃消灯となり、暗くて歩きづらくなるので、24 時まで点灯するよう要望する。（住宅都市局）
対　応	・ナゴヤドーム担当者と協議し、扉の閉鎖による人流整理をやめ、カラーコーン等で対応する。原則、誘導員を配置し、誘導員の対応教育も行うこととした。 ・管理受託業者へ現在の点灯状況の確認を行い、24 時まで点灯するよう依頼し、対応いただいた。

○その他の相談等

事例２	集団健診予約時の配慮について
相談者	障害当事者（聴覚障害）　　※名古屋市障害者差別相談センター経由
相談内容	集団健診会場の胃がん検診で、聴覚障害者は「対応できない」と断られた。集団健診予約時に障害を伝えることのできる体制を整えて欲しい。 （健康福祉局）
対　応	（実施医療機関へ状況確認） ・お断りしたのは聴覚障害だからではなく、問診を実施したところ逆流性食道炎で治療・服薬中であり、健診医師の判断により、治療している病院で診てもらうよう伝え、検査を実施しなかった。 ・聴覚障害者については、聴覚障害を理由として断ることはなく、口頭説明が難しい場合は、レントゲン技師等が直接向きを変えるなどの対応を行っている。 （今後の対応） ウェブ予約・電話予約ともに、配慮が必要な場合は、事前に申し出ができる体制に改めた。

【資料２】

２　本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み

【令和５年度】

（１）相談及び紛争解決体制等

区　分	内　　容
名古屋市障害者差別相談センターの運営	障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し、紛争解決を図るとともに、市民・事業者に向けた啓発事業等を実施。 地域の相談窓口や専門相談窓口との連携・協力により、困難事例や複数機関にまたがる相談事案等へ対応。 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に運営委託（令和2～6年度）。
名古屋市障害者差別解消調整委員会の開催 （令和６年 ３月 26 日）	事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決を図れなかった事案について、助言又はあっせん等を実施。あっせんによっても解決しない場合は、市長に対して勧告を求める。あっせんの申し立てに応じて随時開催。 令和５年度は、あっせん事案がなかったため、第３回障害者差別解消支援会議と合同で開催。
名古屋市障害者差別解消支援会議の開催 （令和５年 ５月 22 日 令和５年 ８月 22 日 令和６年 ３月 26 日）	地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有等を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや、類似事案の発生防止の取り組みなど、差別を解消するための取り組みを協議する会議を開催。 名古屋市及び各機関の取り組みや相談事例・障害者差別解消推進条例の改正案などの確認、意見交換を実施。
名古屋市障害者差別解消庁内推進会議の開催 （令和５年 ６月 12 日 令和５年 ８月 21 日 令和６年 １月 ９日）	全庁体制で障害者差別解消に取り組むため、健康福祉局主管副市長をトップに、全局長による会議を開催。 各職場における相談事案や合理的配慮の好事例、バリアフリー整備に関する当事者参画の取り組み事例を集約・集積するとともに、各局区室へ提供、周知することで共有を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活用。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」の改正案の確認、意見交換を実施。令和５年12月一部改正し、市職員全員へ配布・周知。

（２）職員研修

ア　健康福祉局主催（障害企画課）

区　分	内　　容	参加者数
本市課長級職員研修 （令和５年 11 月１日・12 月 25 日）	・障害理解についての講演 ・グループワーク	146 人
指定管理事業者向け研修 （令和５年 12 月 26 日・27 日）	・障害理解についての講演 ・障害者擬似体験 ・グループワーク	151 人
窓口職員等向け研修 （令和５年 10 月 30 日・11 月７日）	・障害理解についての講演 ・障害者擬似体験 ・グループワーク	47 人

※対面式の研修とし、市民討論会における差別事案を踏まえ、グループワークや障害者擬似体験を取り入れた。

イ　総務局主催（職員研修内のプログラムの一つとして開催）

区　分	内　　容	参加者数
人権指導者養成研修 （令和５年７月 20 日）	・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領　　など	36 人
新規採用者研修 （令和５年７月 11・13 日）	・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領　　など	488 人

※「職場内人権研修」（令和５年 12 月４日～令和６年１月 17 日）　ｅラーニング
全職員を対象に「人権基本」に加えて「障害者の人権」も必須科目として実施した。

ウ　子ども青少年局主催

区　分	内　　容	参加者数
行政窓口担当者対象 発達障害ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ研修 （令和５年７月 11 日）	・講義「発達障害について」 ・擬似体験 ・講演「親の思い」 ・ワークショップ「窓口で、その時あなたは」	20 人

※ あいち発達障害者支援センター・名古屋市発達障害者支援センター共催

（3）広報・啓発

ア　民間活力を活用した広報

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>概　要</td><td>民間事業者の持つ「特性」や「強み」等を活かした効果的な広報の企画の提案を募り、外部評価委員の審査を経て事業者が提案した広報を実施する。令和6年 4月から障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」となることを受け、その周知に特に注力した。（令和5年度委託事業者：株式会社ＩＴＰ）</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td>・ポスター（B2又はA3）とチラシ（A4）を掲出・配布
<table>
<tr><th>場　　所</th><th>実施期間</th></tr>
<tr><td>松坂屋名古屋店</td><td>令和5年12月1日～12月24日</td></tr>
<tr><td>なるぱーく</td><td>令和5年12月1日～12月24日</td></tr>
<tr><td>市内の郵便局</td><td>令和6年3月18日～3月31日</td></tr>
</table>
※松坂屋では、パネル設置や館内放送も実施

・ジオターゲティング広告
位置情報をもとに、特定のエリアにターゲティングしてスマートフォン等への広告配信を行う手法を活用した広報を実施
<table>
<tr><td>配信期間</td><td>令和5年12月8日～令和6年3月31日</td></tr>
<tr><td>対象エリア</td><td>GMS（アピタ・イオン等）、百貨店、市・区役所、
レジャー施設、教育関連（大学・高等学校等）など</td></tr>
</table>
・新聞広告
令和6年1月28日（日）の中日新聞（地域広告版）で折込チラシ配布

・デジタルサイネージ
名鉄名古屋駅及び松坂屋名古屋店にてデジタルサイネージを使用した広報を実施
<table>
<tr><th>区分</th><th>名鉄名古屋駅</th><th>名古屋松坂屋</th></tr>
<tr><td>掲出期間</td><td>令和5年12月4日～10日</td><td>令和5年12月1日～24日</td></tr>
<tr><td>放映時間</td><td>5時30分～24時00分</td><td>営業時間</td></tr>
<tr><td>放送回数
（枠）</td><td>4分間に1回（15秒）
×22面（ディスプレイ）</td><td>15秒×300回程
×6面（ディスプレイ）</td></tr>
</table>
・ウェブサイト
広報を見た方を誘導するウェブサイトを作成し、当市が作成した冊子・動画や事業について案内（公開：令和5年11月29日～令和6年3月31日）
URL：https://www.nagoya-shougaisha-sabetukaishou.jp</td></tr>
</table>

※ 令和6年度：委託事業者選考中

イ　障害者理解に関する講師派遣事業

区　分	内　　容
概　要	市民・事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供する「障害者理解に関する講師派遣事業」を実施。 【事務局ウェブサイト　https://shougairikai-nagoya.jp】
対象者	市民又は市内の事業所、5人以上（原則）の集まり
講師料	無料（会場は申込者にて用意）

【コース別実績内訳】

コ　ー　ス			件数	参加人数
障害理解入門	まちで見かける“バリアフリー”から、障害を理解する		8	222
	障害者との接し方入門		11	416
障害特性を知り、接し方を知る	身体障害	肢体不自由・車いす体験	46	2,575
		視覚障害・アイマスク体験	26	960
		聴覚障害・手話体験	15	924
		内部障害・難病	1	24
	知的障害		5	144
	精神障害		5	147
	発達障害		6	84
	総合コース		10	137
スポーツや交流を通じて障害を知る	「ボッチャ」をやってみよう		26	926
	「車いすバスケ」をやってみよう		7	383
働く障害当事者や、障害のある子を育てる保護者の話を聞き、知る	社会で活躍する障害者－当事者の話を聞いてみよう（講演型）		2	33
	障害のある子どもの子育て－保護者の体験談（講演型）		3	45
まちの中の“バリア”を知り、障害を理解する	店舗やオフィスのバリアフリー化アドバイス		3	21
	まちの中の“バリア”を見つけてみよう		1	5
合　　計			175	7,046

※ 令和6年度：年間派遣件数を200件に拡大実施

ウ　各種ガイドブックを活用した啓発

区　分	内　　容
概　要	・『名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例【ガイドブック】』 　条例の理解促進を図るため、内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、わかりやすい表現を用いて解説した冊子
	・『こんなときどうする？　障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック』 　障害及び障害者の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害者が体験した事例等をもとに、適切な接遇応対の例を紹介した冊子
活用例	各局区の職員研修、障害福祉施設の新規参入事業者研修　等

【令和６年度新規事業（案)】（※令和 6 年 10 月事業開始予定）

（１）障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業

区　分	内　　容
概　　要	事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して一部助成を行う。
実施主体	名古屋市 ただし、「障害者差別相談センター事業」の一環として実施
助成対象	・名古屋市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者 ・名古屋市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ
助成内容	① コミュニケーションツール作成費 助成限度額：５万円 （対象例）点字メニュー、コミュニケーションボード等 ② 物品購入費 助成限度額：１０万円 （対象例）折り畳み式スロープ、筆談ボード等 ※ ①・②の区分それぞれにつき、年度内各1回申請可
申請等窓口	名古屋市障害者差別相談センター
利用の流れ	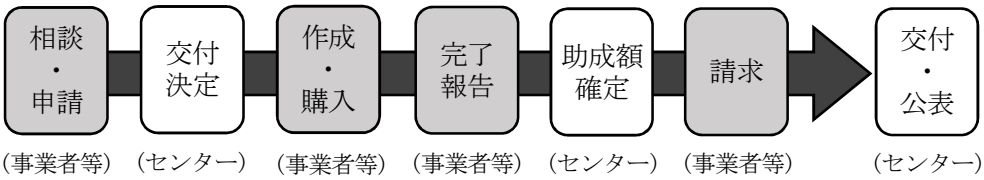
留意事項	・申請前に必ず申請内容について相談・助言を受けること。 ・申請日時点において、「ナゴヤあいサポート事業」に参画し、「あいサポート企業（団体)」の認定を受けていること。(予定でも可) ・物品等の発注は、助成金交付決定後に行うこと。
広報啓発	・事業者等に啓発物品を交付し、店舗等へ掲示することにより、取り組みの PR と障害者への合理的配慮の提供について啓発につなげる。 ・障害者差別相談センターのホームページに助成金を交付した事業者等の実際の活用状況や利用者の声等を紹介し、広く周知を図る。

（2）ナゴヤあいサポート事業

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">趣　　旨</td><td colspan="2">障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポート運動」（平成 21 年に鳥取県で始まり、全国に広がっている運動）を、令和６年 10 月から「ナゴヤあいサポート事業」として実施し、「意識のバリアフリー行動」の推進に取り組んでいくもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業内容</td><td rowspan="3">あいサポーター養成研修</td><td>実施方法</td><td>■集合研修（市民向け）の実施
・令和６年度　３回開催（合計 500 人程度）
■派遣型研修（5 名以上の学校や企業・団体向け）の実施
・希望により随時開催
■市職員研修において実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">研修内容</td><td>■「あいサポート運動」・障害理解について（30 分程度）
・「あいサポート運動」の趣旨・目的等
・障害の社会モデルの説明
・様々な障害の特性、困りごと、必要な配慮等
・意識のバリアフリー行動について</td></tr>
<tr><td>■（選択メニュー）障害理解を深める研修（60 分程度）
・車いす体験　　・アイマスク体験　・手話体験
・知的障害者擬似体験　　・障害者との交流　　等から選択</td></tr>
<tr><td>「あいサポーター等」の認定</td><td colspan="2">・研修受講者を「あいサポーター」として認定し、「あいサポートバッジ」を交付（小・中学生は「あいサポートキッズ」として、「あいサポートストラップ」を交付）
・研修受講した企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定し、認定証・ステッカーを交付

あいサポートバッジ

あいサポートストラップ

あいサポートステッカー</td></tr>
<tr><td>ステップアップ研修</td><td colspan="2">・「あいサポーター」が障害理解を深め、「意識のバリアフリー行動」の実践に結びつけるため、ステップアップ研修を実施
（令和７年度開始予定）</td></tr>
</table>

【参考】あいサポート運動とは

「あいサポート運動」は、誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、誰もが暮らしやすい地域社会を、皆で一緒につくっていく運動のことをいう。

また、この「あいサポート運動」を実践する方を「あいサポーター」といい、所定の「あいサポーター養成研修」受講後、「あいサポーター」として認定される。

【あいサポート運動の背景】

平成 21 年 11 月に鳥取県で始まり、全国に広がっている運動。

令和 6 年 5 月現在、8 県 16 市 6 町が連携協定を締結し、この運動に取り組んでいる。

・あいサポーター数：666,106 人

・あいサポーター企業・団体：2,986 企業・団体

【あいサポートの名前】

あいサポートの名前は、鳥取県で公募により決定されたもの。
愛情の「愛」、私の「Ｉ」、支え合いの「合い」に共通する「あい」と、支える・応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味している。

【あいサポート運動のシンボルマーク】

バッジのデザインは、障がいのある方を支える「心」を２つのハートを重ねることで表現している。

後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポーター)」の「S」を表現している。

ベースとしている「橙色（だいだいいろ)」は、鳥取県出身で日本の障がい者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしている。

あいサポート運動 シンボルマーク

また、「だいだい（代々)」にちなみ、あいサポーターが広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められている。

名古屋市障害者差別相談センターの運営状況

（令和５年４月～令和６年３月）※特記以外は令和６年３月末時点

Ⅰ　障害者差別に関する相談、調査及び調整

１　障害者差別相談センター及び地域の相談窓口で受理した相談件数

※（　）内は、対応延べ件数　　（単位：件）

	センターに直接寄せられた相談	地域の相談窓口から、センターへ引継がれた相談	地域の相談窓口が受け対応した相談	総　計
差別相談	29 (589)	3 (6)	2 (2)	34 (597)
その他相談	188 (503)	2 (9)	6 (14)	196 (526)
広報啓発	32 (84)	- -	- -	32 (84)
総　計	249 (1176)	5 (15)	8 (16)	262 (1207)

【地域の相談窓口】
区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター
【相談の内訳】
・差別相談：センターで障害者差別にかかる相談事案として受理した相談
・その他相談：差別にはあたらない生活上の困り事や不安の傾聴、法や制度に関する問合せなど
・広報啓発：出前講座の依頼　など

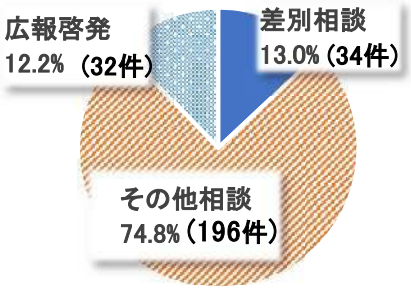

センター及び地域の相談窓口に寄せられた相談の総件数は、２６２件（延べ１２０７件）で、昨年度に比べ２１件増加しました。このうち、差別相談は３４件（延べ５９７件）となり、昨年度より１３件増えました。地域の相談窓口での対応件数が８件あり、事業者からの相談も、差別相談３４件中２件、その他相談１９６件中１６件ありました。

【参考】相談受付実数（年度別）　　（単位：件）

２　センター及び地域の相談窓口における差別相談の内訳

（１）差別の分類

（単位：件）

差別の分類	R4	R5
不当な差別	14	21
合理的配慮	4	10
一般私人関係	0	0
雇用関係	3	3
総　計	21	34

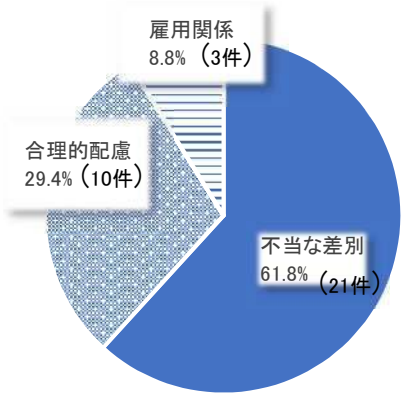

（２）相談分野

（単位：件）

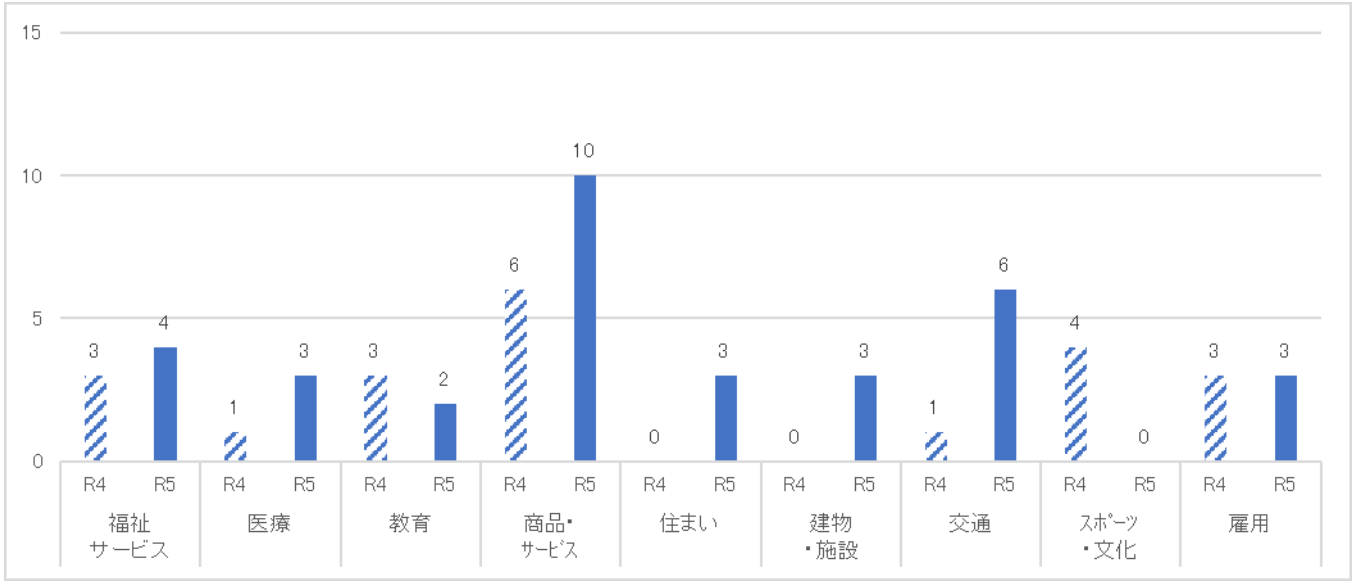

【相談分野の例】
- 「商品・サービス」…商品売買だけでなく、飲食店や対人サービスなど
- 「住まい」…不動産の売買、賃貸契約のほか、町内会など
- 「建物・施設」…不特定多数の方が利用する建物など
- 「交通」…電車、バス、タクシーなど
- 「スポーツ・文化」…スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動など

「商品・サービス」の分野での相談が１０件と最も多く、うち１件は事業者からの相談でした。

「交通」の分野６件のうち、１件は事業者からの相談、３件は車いすユーザーの方からタクシー及び市バスの利用に関する相談、２件は視覚障害のある方から鉄道の駅での誘導に関する相談でした。

（３）当事者の主たる障害種別

（単位：件）

障害種別		R4	R5			
			計	男	女	不明
身体障害		12	19	12	6	1
	視覚	2	7	3	3	1
	聴覚	4	5	5	0	0
	盲ろう	0	0	0	0	0
	肢体不自由	5	7	4	3	0
	内部	1	0	0	0	0
知的障害		1	0	0	0	0
精神障害		4	5	2	3	0
	統合失調症	0	0	0	0	0
	うつ病	3	3	1	2	0
	双極性障害	0	0	0	0	0
	不安障害	0	0	0	0	0
	その他・不明	1	2	1	1	0
発達障害		3	5	3	1	1
	広汎性	1	3	2	1	0
	学習障害	0	0	0	0	0
	その他・不明	2	2	1	0	1
高次脳機能障害		0	3	3	0	0
難病		0	0	0	0	0
その他・不明		1	2	1	0	1
総計		21	34	21	10	3

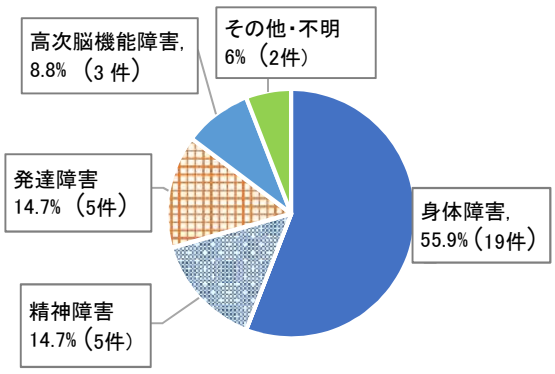

差別相談３４件のうち、身体障害のある方からの相談が最も多く１９件ありました。視覚障害と肢体不自由のある方からの相談がそれぞれ７件と最も多く、聴覚障害のある方５件のうち２件は、電話リレーサービスを介しての相談でした。

障害種別と性別が共に不明の１件は、「市民の声」からの相談でした。

※事業者からの相談

障害のある方がより利用しやすい事業所を目指すため、事業者より環境の整備や合理的配慮について相談がありました。点字ブロックや触知案内図等のバリアフリーについて、懸念点と改善案を挙げ、障害のある方への対応に関して意見交換を実施しました。

３　センターにおける差別相談の対応状況

（１）センターによる調整の状況

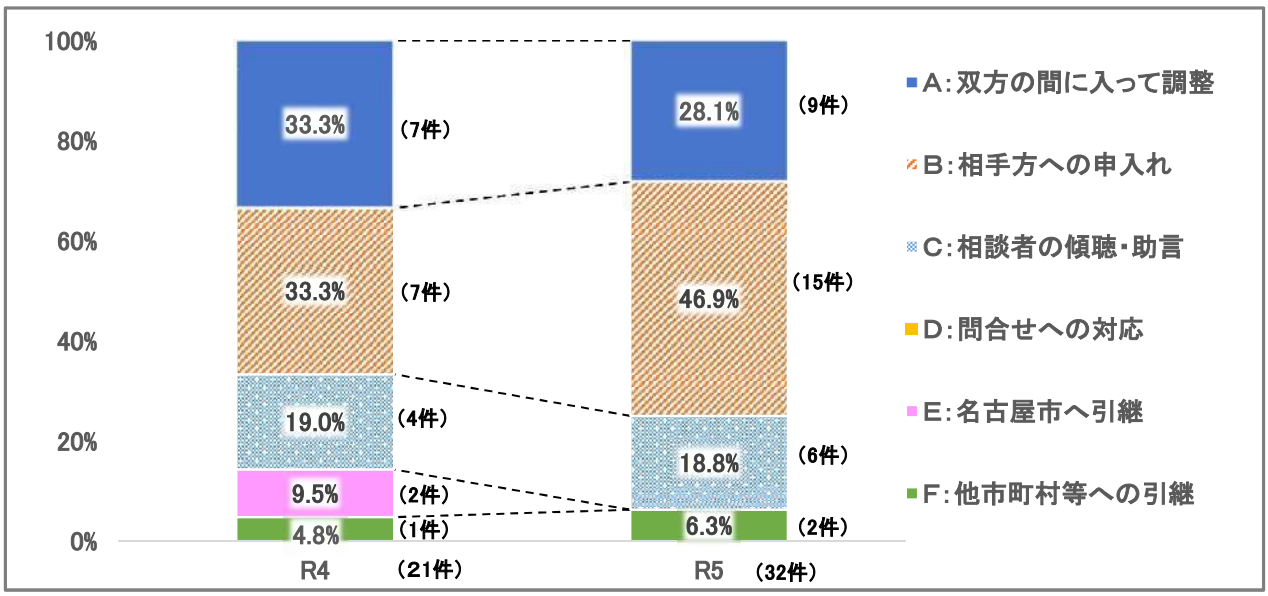

センターが対応した差別相談３２件（地域の相談窓口が対応した２件を除く）のうち２４件は、センターが直接介入し、相手方事業者と調整（上記Ａ及びＢ）を行いました。

（２）終結に至るまでの所要日数

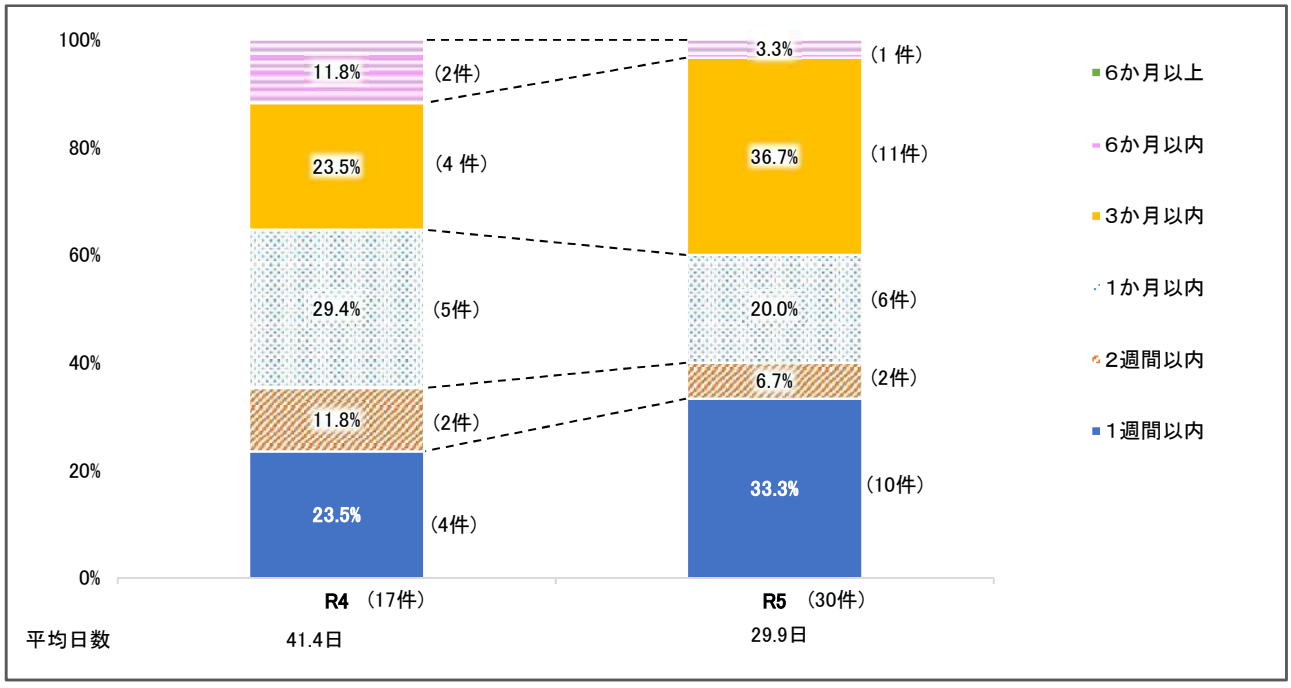

センターでは、原則、相談者へ調整結果をフィードバックし意向の確認を行ったうえで、対応終結を判断しています。

終結した差別相談３０件中２９件は、３か月以内に対応を終結し、うち１０件は１週間以内に終結しています。終結に至るまでの平均日数（２９．９日）は昨年度に比べて短くなりました。

Ⅱ　連絡調整会議の運営

大学教授、弁護士、障害当事者、事業者代表及びセンター職員で構成し、全ての差別相談事案について協議・報告を行いました。

実　績	R元	R2	R3	R4	R5
開催回数	12回 （0回）	8回 （6回）	7回 （3回）	10回 （1回）	12回 （1回）
審議件数	109件	53件	37件	40件	66件
1回あたりの審議件数	9.1件	6.6件	5.3件	4.0件	5.5件

※（　　）：オンライン開催回数

Ⅲ　障害者差別に関する相談に従事する人材の育成

1　地域の相談窓口従事者向け研修

「地域の相談窓口」（区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）に従事する職員を対象に、障害者差別解消法等について理解を深め、障害者差別相談に必要な知識や技術を向上させる研修を実施しました。

	実施日	研　修　内　容	参加人数
1	5月30日 （ハイブリッド）	○講義「障害者差別解消について～国連障害者権利委員会の総括所見をふまえて～」 弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長　田中　伸明　氏 ○説明「地域の相談窓口における相談対応のポイント」 名古屋市障害者差別相談センター　センター長　山田	25人
2	8月10日 （来場）	○講義「名古屋市の特別支援教育について」 名古屋市教育委員会指導部指導室 指導主事　岩井　圭志　氏 ○事例検討（グループワーク） ○事例紹介 名古屋市障害者差別相談センター　職員	17人
3	10月17日 （ハイブリッド）	○講義「障害者差別解消法改正のポイント～基本方針を読み解く～」 弁護士、田嶋・水谷法律事務所　川瀬　麻絵　氏 ○事例紹介 名古屋市障害者差別相談センター　センター長　山田 ○障害者差別解消法の改正に係る名古屋市の対応状況等について	8人
4	2月28日 （来場）	○講義「発達障害の理解と対応」 名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」 小川　真紀　氏 ○事例検討（グループワーク） ★虐待相談センターと合同開催	7人

２　その他の研修

愛知労働局、ハローワーク、障害者差別相談センター各相談窓口が対応する障害者差別相談について知り、今後の相談対応や連携に生かすことを目的に第１回障害を理由とする差別に関する相談勉強会を実施しました。

日　時：令和５年６月１４日（水）午後２時～３時半
参加者：愛知労働局・ハローワーク・障害者差別相談センター・障害企画課職員　１１人
会　場：総合社会福祉会館　権利擁護推進部会議室
内　容：各相談窓口における「障害を理由とする差別相談」について知る

Ⅳ　障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業

１　出前講座

差別解消法、障害者差別相談センターの役割、寄せられた相談事例等について、受講者等の状況に合わせて、対面の他にオンライン（令和５年度１件）でも実施しました。

受講対象	R3	R4	R5
	件数（参加人数）	件数（参加人数）	件数（参加人数）
当事者（本人・団体）	２件（ 11 人）	1件（　6人）	1件（　5人）
事業者（福祉サービス）	６件（174 人）	8件（286人）	18件（308人）
事業者（一般）	３件（ 45 人）	5件（101人）	6件（155人）
市・区役所等	０件（　０人）	4件（ 89人）	4件（196人）
一般市民	７件（343 人）	9件（572人）	6件（196人）
地域関係団体	４件（ 53 人）	4件（110人）	0件（　0人）
合　　計	22 件（626 人）	31 件（1164 人）	35 件（860 人）

２　企業向けセミナー

令和６年度から民間事業者における合理的配慮の提供が法的に義務化されることに鑑み、障害に対する理解促進や障害のある方に対する差別解消を主体的に取り組むきっかけづくりを目的に実施しました。

日　時：令和５年１１月２２日（水）午後２時～４時
会　場：総合社会福祉会館　研修室（北区清水 4-17-1　7 階）
開催方法：来場型とオンライン（ハイブリッド）
内　容：第１部　改正障害者差別解消法について
　　講師：川瀬 麻絵氏（弁護士）
　第２部　障害を理解しよう
　　講師：佐藤 一人氏（聴覚障害当事者）、竹内 ゆかり氏（視覚障害当事者）
　第３部　アイマスク体験（来場参加者のみ）
　　講師：名古屋市障害者理解に関する講師派遣事業事務局
参加者数：来場参加者数６人　オンライン参加者８人　合計１４人

３　市民講演会

一般市民を対象に、障害を理由とする差別や偏見の解消について、考えるきっかけをつくることを目的に実施しました。

日　時：令和６年３月２日（土）午後１時３０分～４時

会　場：中区役所ホール（名古屋市中区栄四丁目１番８号）

内　容：テーマ「差別や偏見のない共生社会をめざして」

第１部　大前 光市氏（義足のプロダンサー）

トーク＆パフォーマンス「誰にでも輝ける場所がある」

特別出演　KAZUKI 氏（手話パフォーマー）

第２部　トークセッション「共生社会の実現について考えよう！」

コーディネーター　田中 伸明氏（弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長）

登壇者　大前 光市氏、KAZUKI 氏、川瀬 麻絵氏（弁護士）

神村 昌克（障害者差別相談センター統括責任者）

参加者数：３１３人

４　その他の広報関係

（１）センターニュースの発行（第１５号・第１６号）

センター業務への理解と周知のほか、関係者の意識や対応力の向上を図ることを目的として、第１５号・第１６号を５月・１１月に地域の相談窓口（６１か所）及び市内ハローワーク（３か所）の他、各区の障害者自立支援連絡協議会等に送付しました。

（２）民間事業者意識調査（アンケート）の実施

事業者における障害のあるお客様への対応に関する現状の認識や意識を把握し、今後のセンターの事業運営に生かすためアンケートを実施しました。

調査期間：令和５年９月１日（金）～令和５年９月２９日（金）

調査方法：相談事案関係事業者、出前講座参加事業者等へアンケートを郵送。

名古屋市商工会議所「メールマガジン」等による web アンケートの実施。

回 答 数：１５０件

結果報告：センターホームページに掲載（令和６年２月）

（３）事業者向け相談事例集の作成

令和６年４月１日に改正障害者差別解消法が施行されるにあたり、事業者の障害に対する理解の向上、障害者差別解消の推進を目的として、センターが対応した相談を基にした事例集を作成しました。

周知方法：センターホームページに掲載・市内事業所や関係機関等に送付（令和６年３月）

（４）駅スクエアビジョン広告（デジタルサイネージ）の実施

期　間：令和６年３月４日（月）～令和６年３月３１日（日）

時　間：６時～２４時

場　所：名古屋駅地下通路（桜通口）

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱

（趣旨）

第1条　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的として、名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること

(2) 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること

(3) その他障害者差別解消の推進に関すること

（組織）

第3条　推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2　推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

（会議）

第4条　推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（幹事会）

第5条　推進会議の所掌事項について具体的な取り組みを協議するため、幹事会を置く。

2　幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3　幹事会に幹事長を置き、健康福祉局障害福祉部担当課長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）をもって充てる。

4　幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

（庶務）

第6条　推進会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附　則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
スポーツ市民局長
経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
消防局長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表2

会計室会計課長
防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局総務課長
スポーツ市民局総務課長
スポーツ市民局人権施策推進部人権施策推進課長
経済局総務課長
観光文化交流局総務課長
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務部総務課長
交通局営業本部総務部人事課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局選挙課長
監査事務局監査管理課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局総務部総務課長
教育委員会事務局教務部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区区政部総務課長
中区区政部総務課長